

古事記崩年干支に関する数理的検討

小沢一雅[†]

古事記・日本書紀における年代表記の基本は、60年周期の干支年である。日本書紀は編年体で記述されているため年代の記述に欠損はないが、古事記は多くの天皇の崩御年（崩年）の干支年が欠落していることもあり、絶対年への換算が唯一にできないという問題がある。とくに、日本古代におけるキーパーソンである崇神天皇の崩年を、古事記は戊寅年としているが、これを絶対年に換算するに際して、主として318年説と258年説の2つの説がある。本稿では、両説ともに大きな矛盾をはらんでいることを明らかにする。

Quantitative consideration on the sexagenary-cycle year description used in *Kojiki*, an ancient book of Japanese history

Kazumasa Ozawa[†]

In ancient books of Japanese history, the sexagenary-cycle year description (SYD) is used to date historical events. The oldest book *Kojiki* also presents some years of death of emperors using SYD. The tenth Emperor *Sujin* is the most important person who plays a key-role in clearing the mystery of ancient Japan in the late 3rd century. A problem is that since *Kojiki* is missing many SYD years of death of emperors, *Sujin*'s SYD year can not automatically be converted to a unique year in terms of non-cyclic year description, e.g. a Christian year. Specifically his SYD year has sometimes been addressed either to 258 AD or to 318 AD, depending on opinions of historians or archaeologists. This paper presents a quantitative discussion on whether each of 258 AD and 318 AD is reasonable or not in the context of *Kojiki*

1. はじめに

古事記では、崇神天皇の崩年を戊寅（つちのえ・とら）年とししている。これが信用できる「正しい」記録であるとする前提のもとに、崇神天皇崩年を西暦換算で318年、あるいは258年とする見解が流布されてきた。近年、奈良県桜井市の箸墓古墳を卑弥呼の墓とする邪馬台国畿内説がマスコミを中心に喧伝されているが、この説は戊寅年=258年とする仮説を暗黙の前提として成立しているものと考えてよいだろう。一方の、戊寅年=318年説は、古代史・考古学の世界で長年にわたって定説的な見解として「市民権」をもちつつけている。これに依拠した学説は、邪馬台国畿内説あるいは九州説を問わず、枚挙にいとまがない。

崇神天皇の古事記崩年としての戊寅年に対して、ただ1つの西暦年が決まらず、このように多義性をもつのは、古事記における年代記述が不完全なことに起因する。つまり、古事記では、多くの古代天皇について崩年（干支）の記述が欠落しているのである。完全な編年体をとっている日本書紀とくらべると大きな差異がある。

本稿では、古事記崩年干支を数理的な視点からわくわく分析し、戊寅年=318年説、および258年説ともに古事記の文脈上重大な矛盾をはらんでいることを明らかにし、古事記崩年干支の信頼性に疑念があることを述べる。

2. 古事記・日本書紀の天皇崩年干支

古事記は神武天皇から推古天皇までの33代、日本書紀は持統天皇までの41代の天皇について記載している。日本書紀は、先行する史書である『漢書』などの体裁にならって編年体で書かれている。つまり、天皇の即位年を起点として、在位中の事蹟を年代順に整然と記載していく記述形式である。一方の古事記は、編年体をとっていない上に、年代記述そのものが不完全であって、崩年が記載されていない天皇も多い。

表1は、記紀それぞれに記載されている推古天皇までの天皇崩年の一覧表である[1]。同表に記入されている西暦年は干支年からの換算であるが、日本書紀については干支年から一義的に西暦年が導かれるが、古事記の場合は上述のように、多義性をもっている。表1の古事記崩年干支に対応する西暦年の数値は、これまで「定説」的に採用されてきた換算例であるが、これを一括して導いたのは、筆者の知るかぎり、末松保和氏であって、昭和初期の頃であった[2]。末松氏の手続きとは、つぎのようなものであった。

推古天皇崩年の西暦年は、628年であって日本書紀とも一致する。そこで、これを正しい起点として、そこから古事記崩年干支が記載されている天皇について順次遡

[†] 大阪電気通信大学
Osaka Electro-Communication University
Email: ozawa@m3.kcn.ne.jp

上し、1運(60年)以内で対応する西暦年をあてはめていったのである。たとえば、継体天皇(丁未年=527年)のつぎは雄略天皇(己巳年)であるが、己巳年を継体天皇の丁未年から60年以内で算定すれば、38年前になる。これをもとに、雄略天皇の西暦崩年を、

$$527年 - 38年 = 489年$$

と算定するわけである。つまり、両者の途中にある清寧・顕宗・仁賢・武烈という4天皇を無視する。末松氏は、このように崩年干支の記載のない天皇を無視する理由についてくわしくは述べていない。推測であるが、実在性を認めていないのかもしれない。

定説的に採用されてきた崇神天皇崩年318年とは、推古天皇からこのように順次算定されて到達した成務天皇崩年355年から、同じ手続きで得られる最後の結果なのである。

末松氏の西暦年換算法を、ここでは末松換算とよぶことにする。末松換算から導かれた崇神崩年318年説とは、たとえば仲哀天皇や成務天皇の実在を想定しないかぎり成立しえないものであることがわかる。逆に、318年説に立ちながら、仲哀天皇や成務天皇の非実在を説くことがあるとすれば、自己矛盾のきわみということになる。

3. 崇神天皇崩年と前方後円墳の年代観

日本書紀・崇神紀には、有名な箸墓古墳にまつわる伝承が記載されている。その中で、崇神天皇の在位中に、祖父の姉にあたる倭迹迹日百襲姫(ヤマトトトヒモソヒメ)を葬る大市墓(箸墓古墳)を築造した、という記事が重視されてきた。その理由は、箸墓古墳が(1)女性墓であるとする伝承であること、および(2)崇神天皇の在位中の築造とされていること、の2点が考えられる。

これと並行して、箸墓古墳を最古級の前方後円墳とみなす考古学的な年代観がある。すなわち、前方後円墳の時代、つまり古墳時代が、箸墓古墳の築造を嚆矢としてはじまったと考える見解である。

魏志倭人伝から、邪馬台国の卑弥呼が魏に遣使したのは239年、卑弥呼が没したのは248年頃という年代が確定している。

崇神天皇の古事記崩年・戊寅年は末松換算によれば318年となるが、卑弥呼の没年とは70年程度の年代差がある。一方の258年説をとれば、崇神天皇の崩年は、卑弥呼の没年にきわめて近接した年代となる。箸墓古墳と卑弥呼を、まさに直接に関連づけることができる年代になるわけで、そうした「想い」が崇神紀の箸墓伝承を重視する動機になっているとおもわれる。さらに、この想いはさらに前方後円墳についての認識にも連動していく。

表1 古事記・日本書紀の天皇崩年一覧表 [1]

| 天皇諡号 | 代 | 古事記 | | 日本書紀 | |
|------|----|------|-----|------|-------|
| | | 崩年干支 | 西暦年 | 崩年干支 | 西暦年 |
| 神武天皇 | 1 | | | 丙子 | BC585 |
| 綏靖天皇 | 2 | | | 壬子 | BC549 |
| 安寧天皇 | 3 | | | 庚寅 | BC511 |
| 懿徳天皇 | 4 | | | 甲子 | BC477 |
| 孝昭天皇 | 5 | | | 戊子 | BC393 |
| 孝安天皇 | 6 | | | 庚午 | BC291 |
| 孝霊天皇 | 7 | | | 丙戌 | BC215 |
| 孝元天皇 | 8 | | | 癸未 | BC158 |
| 開化天皇 | 9 | | | 癸未 | BC98 |
| 崇神天皇 | 10 | 戊寅 | 318 | 辛卯 | BC30 |
| 垂仁天皇 | 11 | | | 庚午 | 70 |
| 景行天皇 | 12 | | | 庚午 | 130 |
| 成務天皇 | 13 | 乙卯 | 355 | 庚午 | 190 |
| 仲哀天皇 | 14 | 壬戌 | 362 | 庚辰 | 200 |
| 神功皇后 | | | | 己丑 | 269 |
| 応神天皇 | 15 | 甲午 | 394 | 庚午 | 310 |
| 仁徳天皇 | 16 | 丁卯 | 427 | 己亥 | 399 |
| 履中天皇 | 17 | 壬申 | 432 | 乙巳 | 405 |
| 反正天皇 | 18 | 丁丑 | 437 | 庚戌 | 410 |
| 允恭天皇 | 19 | 甲午 | 454 | 癸巳 | 453 |
| 安康天皇 | 20 | | | 丙申 | 456 |
| 雄略天皇 | 21 | 己巳 | 489 | 己未 | 479 |
| 清寧天皇 | 22 | | | 甲子 | 484 |
| 顕宗天皇 | 23 | | | 丁卯 | 487 |
| 仁賢天皇 | 24 | | | 戊寅 | 498 |
| 武烈天皇 | 25 | | | 丙戌 | 506 |
| 継体天皇 | 26 | 丁未 | 527 | 辛亥 | 531 |
| 安閑天皇 | 27 | 乙卯 | 535 | 乙卯 | 535 |
| 宣化天皇 | 28 | | | 己未 | 539 |
| 欽明天皇 | 29 | | | 辛卯 | 571 |
| 敏達天皇 | 30 | 甲辰 | 584 | 乙巳 | 585 |
| 用明天皇 | 31 | 丁未 | 587 | 丁未 | 587 |
| 崇峻天皇 | 32 | 壬子 | 592 | 壬子 | 592 |
| 推古天皇 | 33 | 戊子 | 628 | 戊子 | 628 |

前方後円墳が畿内を中心として全国各地に広く分布していることはよく知られている。北限は岩手県の角塚古墳であり、南限は鹿児島県の塚崎39号墳である。畿内を中心といっても、それが圧倒的な中心であることもよく知られている。まさに、前方後円墳の時代における政治支配の中心が畿内にあったことは、明々白白である。

しかし、前方後円墳の時代が絶対年代でいつ頃をはじめたのか、という認識（年代観）がかならずしも確定していないというところに大きな問題が残されている。

卑弥呼が没した絶対年代が248年頃であることを魏志倭人伝からわかる明白な定点点とすれば、これを基準にして、前方後円墳の開始年代がいつ頃か、という年代観について異なった論者の見解を比較してみよう。

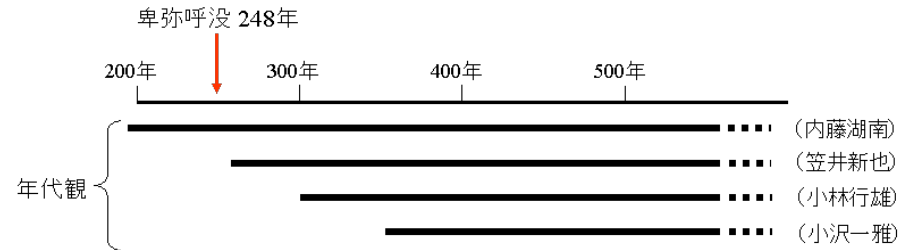


図1 前方後円墳の年代観

図1に、これまでに現れた、いくつかの年代観の例を図化している。なお、同図にしめされる各年代観の提唱者を1人しか例示していないが、おなじ年代観をもつ論者はほかにも複数いる。また、同図に描かれていないさらに異なった年代観をもつ論者もいる。ここでは、とりあえず図1に例示した3つの年代観（筆者のそれを除く）について考える。なお、前方後円墳の時代の終局については、論者による認識の差異はほとんどない（図中の点線）。

【内藤湖南】

内藤湖南氏は、前方後円墳の時代が2世紀末にはじまったとしている[3]。そうならば、卑弥呼が没した248年よりもはるか以前に、すでに政治支配の中心、すなわち倭の政権は畿内（大和）にあったことになる。魏に遣使したのも、当然卑弥呼が指揮した大和の政権ということになる。邪馬台国畿内説である。

【笠井新也】

笠井新也氏は、箸墓古墳が卑弥呼の墓だという説を大正時代に発表した[4]。畿内を中心として全国に分布する前方後円墳の中で最古級の巨大古墳が卑弥呼の墓となれば、当然卑弥呼の政権は大和にあったことになる。邪馬台国畿内説である。箸墓古墳を卑弥呼の墓とみなすことから、笠井氏は前方後円墳の時代のはじまりを3世紀中頃とする年代観に立っていることになる。

【小林行雄】

小林行雄氏は、前方後円墳の時代のはじまりを4世紀初頭前後（卑弥呼の死から約

50年後）と考えた[5]。この場合、卑弥呼の死から前方後円墳の時代がはじまるまでにおよそ50年間という時間差がある。

小林氏も邪馬台国畿内説であるが、この場合、「畿内中心」の前方後円墳は立論の物証にはなりえない。小林氏はそれに代わる「物証」として三角縁神獣鏡に注目した。すなわち、魏の皇帝から下賜された「銅鏡百面」が三角縁神獣鏡であるとし、各地の首長にその地位を認証する宝器として配布したという仮説を立てたのである。各地の首長たちは、それを宝器としてしばらくは伝世したが、前方後円墳の時代が来たとき亡くなった首長とともに古墳に埋納したのだと説明する。三角縁神獣鏡は畿内でもっとも多量に出土する「畿内中心」の銅鏡であるから、前方後円墳そのものの畿内中心とは異なった角度から畿内説を立論する物証としたのである。

以上3者の前方後円墳に関する年代観をみてきたが、その根拠はすべて古事記崩年干支・戊寅年にある。つまり、3者ともさきに書いた日本書紀・崇神紀にある箸墓古墳の築造伝承を史実とみなし、箸墓古墳の年代を考える根拠を、崇神天皇の古事記崩年干支・戊寅年においている。具体的にいうと、内藤湖南氏は戊寅年を198年、笠井新也氏は258年、小林行雄氏は318年と考えたのである。

以下では、これら崇神天皇の古事記崩年干支・戊寅年からみちびかれる箸墓古墳の年代観（前方後円墳の時代の開始時期）について、古事記の文脈上から読みとれる数理的な矛盾について考察する。

4. 崇神天皇の古事記崩年干支・戊寅年についての検討

結論からいうと、図1にしめされる内藤湖南、笠井新也、小林行雄各氏の年代観はすべて重大な数理的矛盾を含んでいる。ここでは、順次検討していくが、後述のように、笠井新也氏の年代観がもつ矛盾は内藤氏のそれと共通であることから、まずは笠井氏の年代観の検討からはじめる。

【258年説】

近年、箸墓古墳が卑弥呼の墓だという、笠井新也氏の畿内説[4]が一部で再評価されている。笠井氏は、魏志倭人伝の文献学的検討、および大和地方の遺跡に関する考古学的知見を総合して、畿内説をみちびいた。畿内説となれば、卑弥呼の墓は当然奈良につくられたことになる。笠井氏は、箸墓古墳こそそれだと主張したのである。

魏志倭人伝には、卑弥呼が死んだあと「大いに冢（つか）を作る 径百余歩 徇葬する者 奴婢百余人」とある。箸墓古墳の後円部の直径は、筆者の計測によれば16.1mである[6]。1歩を適当なメートルに設定すれば、笠井氏が主張するように、「径百余歩」という記述と大きな矛盾はきたさない。ただし、倭人伝の「径百余歩」という描

写からごくすなおにイメージされる墳墓の形状は、あきらかに円形であって、「前方後円形」ではないことは、笠井説の難点の1つである。

畿内説論者にとってもこの点が気がかりになるのは、当然であろう。このためか、かつて、「箸墓古墳は最初後円部のみが築造され、後の時代に前方部がつけ足された」という説が唱えられたことがある。最初は円墳だったというわけである。しかし、近年、箸墓古墳の墳丘の实地調査によって後円部と前方部が最初から一体として築造されたことが判明するにいたって、この説は成立しないことが明らかになった。

一方、1歩の長さを適当に解釈すれば、後円部だけをみて「径百余歩」になる前方後円墳は、箸墓以外にも奈良には沢山ある。これらの中から箸墓古墳1基にしぼりこむには、さらにもうひとつの論拠が必要になる。この「もうひとつの論拠」こそ、じつは笠井説の真の核心であり、着想のそもそもの原点ではないかと推測している。笠井氏は、崇神天皇崩年・戊寅年＝258年とした。卑弥呼が没したのは248頃である。崇神天皇が258年に没したとすれば、卑弥呼の死は、まさに崇神天皇の在位中か、即位直前の出来事になる。

日本書紀・崇神紀が伝える、神がかりで大規模な箸墓築造の物語は、まさに卑弥呼の墓の築造にふさわしい。笠井氏はそう考えて、卑弥呼＝倭迹迹日百襲姫という等式を着想した。筆者はそう推測している。卑弥呼が「鬼道を事とし、能く衆を惑わす」と魏志倭人伝が伝えていることと、崇神紀にある倭迹迹日百襲姫の呪的な伝承との対比などについて、氏はいろいろ言を重ねている。が、笠井説の根元は、なんといっても崇神天皇の古事記崩年干支・戊寅年を258年と解釈した一点につきるとおもわれる。戊寅年＝258年という解釈が、笠井説の成立に決定的な役割をはたしているのは、まずまちがいない。

それでは、この年代観は妥当といえるであろうか。検証をおこなうことにしよう。

検証の方法であるが、258年は古事記にある崩年干支を根拠としている点を重視した方法でなければならないだろう。つまり、古事記崩年干支という世界の中で、戊寅年＝258年という仮説の妥当性を検証するのである。すなわち、表1の成務天皇崩年355年を基準とした検証をおこなう。

いま、ここに問題がある。成務天皇の実在性である。井上光貞氏は、成務天皇の実在をみとめていない[7]。ただし、井上氏の見解は、成務天皇を別系統の人物におき替えるということであって、皇統からただ削除するという、単純消去法ではない。したがって、その代替者の没年を想定して検証すればよいことになり、これから行う検証の有効性にまったく影響しない。

そこで、成務天皇崩年355年を定点としよう。記紀が伝える皇統は、崇神、垂仁、景行、成務の順である。古事記は、表1にあるように、垂仁天皇と景行天皇の崩年干支を記載していないが、崇神天皇の崩年がわかれば、垂仁・景行・成務3天皇の3代にわたる在位年数は計算できることになる。

笠井氏は、崇神天皇の崩年を258年としたわけだ。そうすると、

$$355年 - 258年 = 97年$$

であるから、垂仁・景行・成務3天皇の三代在位年数は97年ということになる。

ここで検証しようとしているのは、この97年が妥当な数値なのか、あるいはそうでないのか、という点である。検証の手順を説明しよう。まず、記紀の崩年が信用できる古代天皇（允恭天皇）から昭和天皇にいたるまでの、すべての天皇の崩年（厳密には退位年）を基礎データとし、連続3代の在位年数をくまなく算出する。その結果をグラフ化すれば、天皇の三代在位年数の実態が歴然とする。図2がそれである。

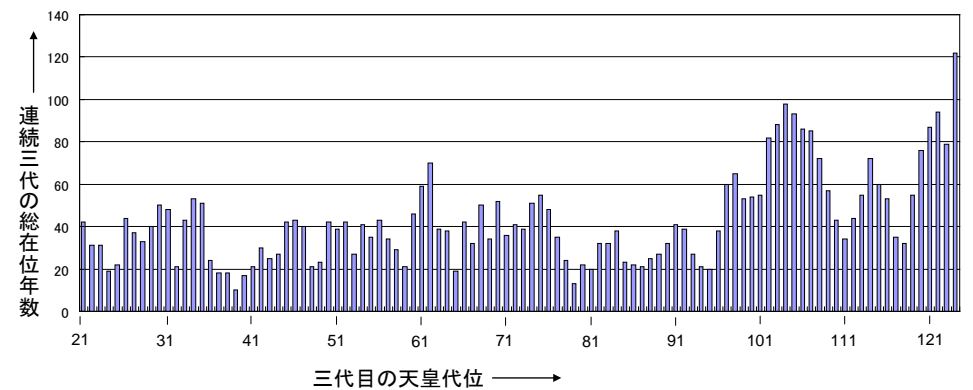


図2 連続3代の天皇在位年数

この棒グラフの見方であるが、たとえば、明治・大正・昭和の連続3代を例にとると、この3代の在位年数122年を昭和天皇（124代目）が代表する年数として「棒」の高さを決めている。1代くり上げた、孝明・明治・大正の3代の在位年数79年は、大正天皇（123代目）が代表する年数とするのである。もっとも古代には、雄略天皇（21代）が代表する、允恭・安康・雄略3代の在位年数42年が、最左端の「棒」の高さになっている。

このグラフをみれば、問題は一目瞭然であろう。たしかに、室町時代末期～安土桃山時代、および江戸時代末期以降には、三代在位年数が、100年近い年数になる事例（明治・大正・昭和の3代は100年を超える）もあるが、すくなくとも、醍醐天皇（60代）以前の古代にはまったくない。長くても、40年前後だということは一見してわかる。

そこで、笠井氏の年代観から導かれる、成務天皇（13代）が代表する垂仁・景行・

成務3代の在位年数97年はどうだろうか。答えは明白だ。ありえない年数といわねばならないだろう。すなわち、笠井氏が採用した戊寅年=258年という年代観は、図2にしめされる集計結果から推してまず成立しえないことが判明する。

さきに述べた内藤湖南氏の年代観である戊寅年=198年の場合は、おなじく成務天皇崩年を355年とすると、垂仁・景行・成務3天皇の在位年数は、

$$355年 - 198年 = 157年$$

となり、もはや荒唐無稽な年数であって、到底成立しえない年代観といわざるをえない。

【318年説】

戊寅年=318年説は、三角縁神獸鏡の同範鏡分有仮説にもとづく邪馬台国畿内説で有名な小林行雄氏をはじめ、多くの考古学者や古代史家が長年にわたり採用してきた、いわば「定説」に近い西暦換算である。これについても、数理的な検討をくわえてみる。

まず、結論からいうと、古事記の編者は、本来崇神天皇の崩年を318年よりはるかにむかしに想定していたはずである。これは、以下のように、古事記の文脈を数理的に点検することによって明らかになるのである。

古事記によれば、崇神天皇～成務天皇の4代の寿齡（崩御したときの年齢）はそれぞれ以下のとおりである。

- 崇神天皇（10代） 168歳
- 垂仁天皇（11代） 153歳
- 景行天皇（12代） 137歳
- 成務天皇（13代） 95歳

一方、日本書紀に記載されているおなじ4人の天皇の寿齡が、上記とはまったくちがっていることも興味深い。ここではさておく。

さて、表1から、成務天皇の古事記崩年は355年である。崇神天皇の曾孫である成務天皇が上記のように95歳で崩御したとすると、崇神天皇の崩年干支・戊寅年を318年と解釈する説に立てば、そのときすでに58歳だったことになる。編年体で書かれていて、年代記述にもれない日本書紀では、ある天皇が崩御したとき曾孫が58歳になっているような事例は皆無である。

一方、崇神天皇が崩御してから成務天皇が崩御するまでの期間は、表1から計算すると37年間である。この“わずかな”期間内に、それぞれ153歳、137歳、95歳で崩御した垂仁、景行、成務の3天皇が、つぎつぎ即位し在位したことになる。すくなくとも、垂仁天皇と景行天皇は、100歳を超えてから即位した計算になるだろう。

153歳といった長い寿齡は、いまの感覚では非常識であるが、8世紀の編纂時には「大むかしの天皇は長寿だった」という設定が異常とは認識されなかったからであ

る。しかし、すくなくとも2人の天皇が引き続いて100歳を超えてから即位するなどという事態はあきらかに異常であって、編纂時においてさえ非常識なシナリオであったと考えざるをえない。

古代天皇にかかわる年代情報が不確かな中、年代記述が不可欠な編年体を採用している日本書紀で編者がどういう「常識」をもって年代記述を行ったのかを考えることは、同時期に編纂に従事した古事記編者の「常識」を推定することに役立つ。

日本書紀では、初期の天皇にあっても20歳前後で皇太子になり、30～60歳ぐらいで即位したと記述しているケースがふつうであって、これが当時の常識であったと考えるべきであろう。図3に、日本書紀記載の古代天皇の即位年齢と在位年数を表示した年齢歴グラフ（棒の高さは天皇の寿齡になる）をしめす。もちろん、100歳を超えて即位するような年齢歴の組み立てはまったく行われていない。

古代天皇の年齢歴（いつ即位し、何歳まで在位したか）は、編年体を意識している日本書紀では、明らかに編者がいわば「常識」の範囲内で創作的に組み立てたものとおもわれる。おなじ時代の常識を共有していた古事記編者が、2人の天皇が連続して100歳を超えてから即位するというような非常識なシナリオを描いたとは、とうてい考えにくい。

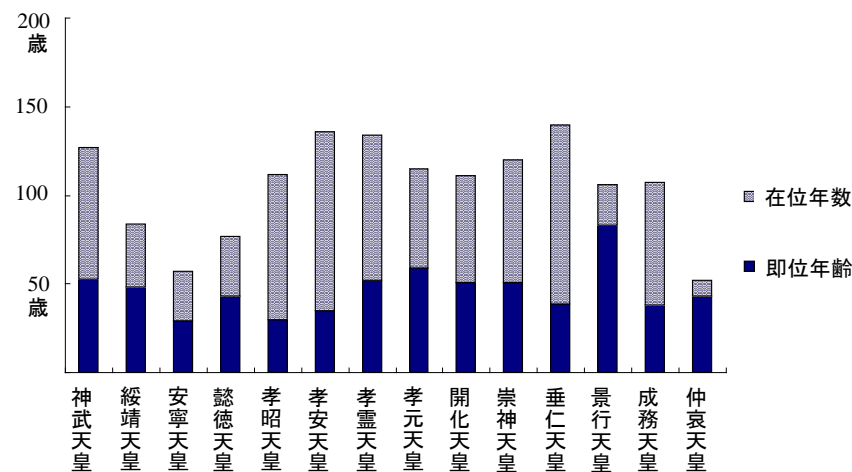


図3 日本書紀における古代天皇の年齢歴

そもそも、153歳というような長い寿齡を設定している理由は、長い在位年数を確保したいという編者の構想のあらわれとみるべきであって、決して即位年齢を異常

なまでに高齢化しようと思図したものではないはずである。100歳を超えるような高齢で即位し、ごく短期間しか在位しなかった、というようなシナリオを古事記編者が描くはずはないであろう。

こうした矛盾は、そもそも、戊寅年=318年とする換算から発生するわけであって、古事記の年代記述が不完全であるため、一見、数値的に歴然とした矛盾にはみえないが、古事記編者の意図とはあきらかにちがった解釈になっているとみなさざるをえない。もし、垂仁天皇と景行天皇の2人が、日本書紀が描いている古代天皇たちの年齢歴の傾向(図3)から類推して、平均50歳程度で即位したとしてみれば、戊寅年を318年よりも、すくなくとも120年、あるいは180年くり上げて換算しなければならぬ計算になる。

つまり、もし、古事記の年代記述が完全ならば(編者の構想が明確に記述されているならば)、おそらく崇神天皇崩年は2世紀中の戊寅年になったはずである。戊寅年=318年説は、このように古事記の文脈上、重大な矛盾をはらんでいることがわかる。

表1における、末松換算によって崩年の西暦年が与えられている崇神天皇以下数人の天皇についても、文脈を無視して、崩年干支だけをピンポイントでとりあげ、近年の年代観にあうように西暦年をあてはめただけの産物とみなさざるをえない。古事記編者の意図とは、あきらかにちがっているはずである。これは、表1にある日本書紀の崇神天皇崩年干支・辛卯年に対して、文脈を無視して、たとえば4世紀中の331年をあてることとまったくおなじである。

検討結果の要約

以上の検討結果を以下のように要約しておく。

(1) 戊寅年=258年説および198年説

三代在位年数の視点からみて、古代における実態とは大きく矛盾する。現実にはありえない年代とみなさざるをえない。

(2) 戊寅年=318年説

2人の天皇(垂仁天皇と景行天皇)が100歳を超えてから即位するという、古事記編纂当時においてさえ非常識とおもわれるシナリオをひきおこす。また、崇神天皇の崩御時に、曾孫である成務天皇が58歳になっていたという非常識をもひきおこすことになる。こうした非常識を解消するには、戊寅年に2世紀中の198年あるいは138年をあてざるを得なくなり、結局(1)とおなじ矛盾に陥る。

5. むすび

末松換算は、前述のように、信頼できる推古天皇崩年・戊子年=628年を起点として、順次遡上しながら古事記崩年干支に西暦年を割りあてていったものであること

から、推古天皇に近い天皇については、ある程度の信頼性はあると考えられる。実際、表1で、日本書紀崩年(西暦年)と比較してみると、多少の誤差をゆるせば、允恭天皇あたりまで両書の崩年は数値的にほぼ一致している。ひとつの判断として、この辺りまでは、両書の崩年はある程度の信頼性をもつとみなすことができよう。

一方、崇神天皇の崩年については、表1の古事記崩年318年と日本書紀のそれを比較してみると、日本書紀があまりにも荒唐無稽な数値(紀元前30年)であるため、対照的に318年に妥当性があるようにみえるが、前述のように、古事記の文脈上、重大な矛盾を露呈する。

前節までの検討結果から、戊寅年=258年説(および198年説)が三代在位年数の視点からみても到底成立しえないし、318年説は、古事記の文脈上あきらかな矛盾をひきおこすことがわかった。深刻なディレンマである。

このディレンマの原因は、結局、古事記崩年干支・戊寅年を前提にすべてを考えてきたことにある、としかいいようがない。井上光貞氏は、古事記崩年干支・戊寅年を「信用できない」と述べている[7]。その根拠を明らかにしてはしていないが、老練な歴史学者の直感力ははたらいいた結果と推測している。

筆者の見解としては、こうした重大な疑念のある古事記崩年干支に依拠せず、まったくちがった角度から、日本古代のキーパーソンである崇神天皇の崩年を推定していく必要があると考えている。その具体的方法として、すでに崩年モデルによる古代天皇の崩年推定法を提案している[8]。これを活用して、古代の年代軸を再構成し、新たな視点からの邪馬台国論を試みている[9]。

参考文献

- 1) 和田 萃『大系日本の歴史2—古墳時代』, 小学館, 1987.
- 2) 末松保和『日本上代史管見』, (自己出版), 1963.
- 3) 内藤湖南「卑弥呼考」『内藤湖南全集 第七巻』, 筑摩書房, 1970.
- 4) 笠井新也「卑弥呼即ち倭迹迹日百襲姫命(1)」, 『考古学雑誌』14巻7号, 1924.
- 5) 小林行雄『古墳時代の研究』, 青木書店, 1961.
- 6) 小沢一雅『前方後円墳の数理』, 雄山閣, 1988.
- 7) 井上光貞『神話から歴史へ(日本の歴史1)』, 中央公論社, 1965.
- 8) 小沢一雅「崇神天皇の崩年はいつごろか—崩年モデルによる数理的検討—」, 第13回公開シンポジウム「人文科学とデータベース」論文集, pp.113-120, 2007.
- 9) 小沢一雅『卑弥呼は前方後円墳に葬られたか—邪馬台国の数理』, 雄山閣, 2009.